

第19回
消費者教育推進会議
議 事 録

消費者庁 消費者教育・地方協力課

議 事 次 第

1. 日 時 平成29年 8 月 30 日（月） 10：00～12：00
2. 場 所 中央合同庁舎第 4 号館11階全省庁共用第 1 特別会議室
3. 議 題
 - (1) 開会
 - (2) 会長選出
 - (3) 会長代理指名
 - (4) 委員挨拶
 - (5) 今期の消費者教育推進会議の進め方について（案）
 - (6) 基本方針の見直しの進め方について（案）
4. 出席者（敬称略・50音順）

委員：青木秀子、東 珠実、飯泉嘉門、色川卓男、岩本諭、尾上浩一、片山博子、坂倉忠夫、清水かほる、鈴木佳子、曾我部多美、千葉恵美子、出口貴美子、中村新造、永沢裕美子、萩原康秋、原早苗、吉國眞一

幹事等：警察庁生活安全局：宮関生活経済対策管理官付課長補佐【代理出席】
金融庁総務企画局：安野課長補佐【代理出席】
文部科学省生涯学習政策局：中野男女共同参画学習課長
厚生労働省社会・援護局：竹垣地域福祉課長
農林水産省安全局：柳田消費者行政・食育課課長補佐【代理出席】
経済産業省商務情報政策局：伊奈消費経済企画室長
国土交通省総合政策局：杉山安心生活政策課調査第二係長【代理出席】
環境省総合環境政策局環境経済課：永見環境教育推進室長

消費者庁：ふくだ内閣府副大臣、岡村長官、川口次長、小野審議官、金子消費者教育・地方協力課長、青山消費者教育推進室長
5. 配布資料
 - 資料 1 委員名簿
 - 資料 2 幹事名簿
 - 資料 3 今期の消費者教育推進会議の進め方について（案）

参考資料

- 参考資料 1 消費者教育の推進に関する法律
- 参考資料 2 消費者教育推進会議令
- 参考資料 3 消費者教育推進会議運営規程
- 参考資料 4 消費教育の推進に関する基本的な方針
- 参考資料 5 基本方針の見直しに向けた論点整理
- 参考資料 6 各省庁における消費者教育施策
- 参考資料 7 消費者教育推進計画策定状況及び消費者教育推進地域協議会設置状況
- 参考資料 8 消費者教育推進会議取りまとめ（平成27年 3 月）
- 参考資料 9 第二期消費者教育推進会議取りまとめ（平成29年 6 月）

○川口次長 ただいまより、第19回消費者教育推進会議を開催いたしたいと思えます。

皆様、御多用のところ御参集いただき、ありがとうございます。多くの委員が新任ということで、12人の委員の方に新任をお願いをしております。

会長を新たに選出する必要がございますので、会長を選出していただくまで事務局で進行をさせていただきたいと思えます。消費者庁次長の川口でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、柿沼委員、齊藤委員は御欠席でございます。また、飯泉委員は10時40分ごろ御退席と伺っております。

まず、内閣府副大臣、ふくだ峰之副大臣に出席いただいておりますので、ふくだ副大臣から御挨拶をお願いいたします。

○ふくだ副大臣 皆さん、おはようございます。

ただいま御紹介にあずかりました、内閣府の副大臣を拜命いたしました、ふくだ峰之でございます。

本日、第19回消費者教育推進会議の開催にあたりまして、一言御挨拶させていただきたいと思えます。

本日、お忙しい中本会議にお越しいただきまして、本当にありがとうございます。皆様方には日頃より、消費者行政・消費者教育におきまして、御支援・御協力をいただいておりますことを、まずもって感謝申し上げたいと思えます。

消費者教育推進会議は平成24年12月に消費者教育の推進に関する法律に基づいて設置されましたことは、皆様、御存知だと思います。平成25年3月に第1回会議を開催して以降、消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定や社会情勢等の変化に対応した課題につきまして、御審議をさせていただいたものと思っております。

3期目となる今期は、消費者教育の推進に関する基本的な方針の見直しをする、ちょうど検討の時期に来ておるところでございます。今後の消費者教育の推進につきまして、重要な御検討を今期はお願いすることになっております。

また、法務省におきましては、民法の成年年齢の引き下げということも検討が行われておりまして、そうなりますと、若年者への消費者教育の拡充は喫緊の課題になっているということでございます。本件につきましても、効果的な推進に資する御議論をお願いしたいと思っております。

消費者教育は、まさに消費者と事業者の間の情報の質とか、あるいは量及び交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止すると同時に、消費者が自ら利益の擁護だとか、あるいは増進のための自主的かつ合理的な行動をすることができるよう、その自立を支援する上で極めて重要だと思っております。

消費者教育の推進のため、委員の皆様におかれましては2年間活発な御審議をいただきたいと思えますし、これから新しく新会長を皆様でお選びいただけるということでございますから、会長を中心に皆様がそれぞれの地域であるいはそれぞれの業界で、さまざまな経験、あるいは知識、知恵というものをお持ちでしょうから、それを出していただいて、

国民、消費者のために御協力いただきたいということを、重ねてお願い申し上げまして、副大臣としての御挨拶とさせていただきます。

これから2年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○川口次長 ありがとうございます。

副大臣は公務のためここで退席されます。

○ふくだ副大臣 皆さん、よろしくお願い申し上げます。

(ふくだ副大臣退室)

○川口次長 それでは、お手元の資料をごらんいただければと思います。

座席表、議事次第、配布資料、参考資料を置かせていただいております。

委員の御紹介は、お手元の資料1の委員名簿で代えさせていただきたいと思います。

続きまして、この会議は幹事を置くことにしております。幹事につきましては、資料2のとおりでございます。関係省庁を広く、担当課長等を任命しております。各省で連携をして、しっかりこの会議をお支え申し上げたいと思っております。

それでは、当会議の会長の選出に移りたいと思います。

条文を書いた参考資料1が消費者教育の推進に関する法律でございますが、参考資料2が消費者教育推進会議令でございます。この第4条に会長選出の規定がございます。会長は、互選により選任となっております。また、会長代理につきましては、選ばれました会長の御指名によるということになっております。

それでは、委員の皆様におかれましては、まず、会長の選任ということで、どなたか、御提案、御発議がございますでしょうか。

それでは、曾我部委員。

○曾我部委員 消費者教育推進法に基づく3期目を迎える本会議に、私は2期目から参加させていただいております。今期は、新しいメンバー、新しい委員をたくさんお迎えしている中でございますので、前期の御議論についてもよく御存知であること、若年者への消費者教育が一層重視される中、御経験も豊富であること、また、本会議の若年者の消費者教育に関するワーキング・チームの座長も務められたことから、東珠実委員に会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○川口次長 今、東珠実委員にという御提案がございましたが、ほかにございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、東珠実委員にお願いするというので、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○川口次長 「異議なし」というお言葉でございますので、東委員に会長をお引き受けいただきたいと存じます。

以降、会長が議事を進行することになっておりますので、東委員におかれましては、こちらの席にお移りいただければと思います。

(東会長、会長席へ移動)

○川口次長 それでは、会長御就任の御挨拶と、会長代理の御指名をスタートということで、以後、進行をよろしくお願い申し上げます。

○東会長 ただいま、大変僭越ながら、御指名によりまして今期の推進会議の会長を務めさせていただくことになりました、椛山女学園大学の東と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、先ほど御案内いただきましたように、前期の委員も務めさせていただいておりました。そこでは、基本方針の見直しの論点整理ということで取りまとめをするといった大きな課題とともに、若者あるいは学校における消費者教育のあり方もございましたし、成年年齢のこともあり、若年者の消費者教育の充実、あるいは消費者市民社会の理解促進といったことにつきましても、議論を重ねてきたところでございます。

私は、今、御案内がございましたように、若者の消費者教育に関しまして、ワーキング・チームを、曾我部委員とともに、ほかにも富岡委員などもいらっしゃいましたが、務めさせていただきまして、昨年度末には消費者庁のほうから啓発用の教材も出していただいたところでございます。

この3期の推進会議を迎えるということでございますけれども、恐らく1期からの課題でまだ積み残されているものもあると思いますし、2期で十分に審議できなかったものもあることと思います。また、新たな社会情勢の変化に伴いまして、さらなる課題も出てきております。そういう中で、私自身はなかなか不慣れな部分もございますが、委員の皆様のお力をおかりして、よりよい消費者教育の推進に向けて議論を深めてまいることができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

私の自己紹介を少しだけさせていただきます。後ほど委員の皆様にも自己紹介をさせていただくことになろうかと思いますが、お先に大変失礼いたします。

私は、ちょうどお手元の資料で、2種類ほど、私が関わっている取組に関する資料を置かせていただいております。

私は、消費者教育学会で主に研究あるいは活動をさせていただいておりまして、こちらのグリーンの紙には、学会の宣伝になりますけれども、今、消費者教育について学会のほうでこういった出版物を出させていただいておりますということで、皆様にはぜひまたこういうことにも御関心をお持ちいただき、お読みいただくことができればと思っております。

もう一つは、こちらは私がふだん大学で学生たちと一緒に取り組んでおります、大学生による消費者教育の推進の一環といたしまして作成したものでございます。名古屋市の子供たち向けの消費者教育のイベントの中で、エシカル行動で消費者市民社会を作るということをわかりやすく子供たちに伝えるための資料を作らせていただきました。

そのような取組を日々しながらではございますが、部分的な活動になりますので、ぜひこの推進会議の中で、それぞれの委員の方の幅広い分野について、また勉強させていただければと思っております。

それでは、以上で私からは自己紹介も含めて終わらせていただきまして、議事をこの後

は進めさせていただきたいと思っておりますが、まず、私が不在の場合などの会長代理で
ございます。

民法の専門家として今期より御参加された、千葉委員にお願いしたいと思っておりますが、御
承諾いただけますでしょうか。

○千葉委員 はい。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、千葉会長代理、お席の移動をお願いいたします。

(千葉会長代理、会長代理席へ移動)

○東会長 それでは、一言御挨拶をいただけますでしょうか。お願いいたします。

○千葉会長代理 ただいま御紹介にあずかりました、大阪大学の千葉と申します。

私は、今、御紹介がありましたように、法律の分野からということになります。

御存知のように、消費者問題関係と申しますか、非常に立法が進んでいるということで、
実は3つほど大きな課題がありまして、それとの関係で今日の御指名にあずかったかと思
っています。

1つは、既にできた法律をどのように教育の中で普及し、実際的に意味のあるものにし
ていくかという問題だとは思いますが、この点では、消費者の権利実現のために
作られた消費者裁判手続特例法、2段階式とか、日本版とか、いろいろ名前がついていま
すが、正式には消費者裁判手続特例法という法律があります。要するに、適格消費者団体
による消費者の権利の実現という課題がありまして、これをいかに推進していくかという
問題、それから、景表法で課徴金制度が大幅に変わっておりまして、これもどのように普
及、教育をしていくかということが一つの課題になると思います。これが、できた法律と
の関係ということになると思います。

今度は現在進行形ですが、先ほど副大臣からもお話がありましたが、成人年齢の引き下
げの問題がありまして、先ほど会長のほうからもお話がありましたが、大学生で20歳前後
になるところで被害が多いというのが実態であるわけですが、それがさらに18歳まで下が
った場合に、どのように教育を推進していくかという課題があるということになります。
同時に、現在進行形というところでは、民法の改正がございまして、定型約款というもの
が消費者問題との関係では最も重要だと思うのですが、このあたりの定型約款についての
考え方といったことも、約束をしたら何でも守らなくてはならないということになるかど
うかというあたりも含めて、教育の中で改正の意義をどのように実現していくかというこ
とが問題になると思います。

今度はこれからのお話になりますが、これからの話との関係では、情報社会という問題
がございまして、特に情報教育について、教育の課程も、例えば、プログラミングを小学
校から取り入れるとか、いろいろな動きが出ているのですけれども、そもそも情報リテラ
シーについての教育がしっかりしているわけではございませんので、若年のところでは、
例えば、SNSとかといったようなものを介して、ゲームとか、決済とか、そういったところ
でかなり被害、問題が生じているということになります。

この3次的に分けました場合の課題について、どれも実は法律が絡んでおりまして、それについて少しでも2年間で方向づけができたらいいなと思っています。

会長さんも先ほど個人としての紹介もせよというお話でしたので、最後にそれだけ付け加えさせていただきますと、先ほど民法というお話がありましたが、一応団体としましては、消費者法学会の理事、学会の編集委員を10年ほどやっております、この消費者問題の推移というものをこれまで大体把握している状況です。地域との関係では、今、大阪府の審議会で委員をさせていただいているということになります。

微力ではございますが、皆さんにいろいろ御指導いただきながら、できるだけ2年間で今の課題に応えるような方向性を見出せたらいいなと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○東会長 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

それでは、ここで、委員の方々に自己紹介を兼ねまして一言ずつ御挨拶をお願いしたいと思っております。事前に1分程度とお伝えしてございますが、2分程度大丈夫なようでございます。

それでは、青木委員から順番でよろしいでしょうか。

青木委員、よろしくお願いいたします。

○青木委員 花王株式会社の青木と申します。よろしくお願いいたします。

花王は、化粧品や洗剤、衛生用品、ヘルスケア商品等、消費者の皆さまに毎日使っていただく日用品を製造販売しております。それとともに、いろいろな分野の産業界に、環境対応素材などの機能性の素材を開発提供する事業者でございます。

私は、国内外の花王グループの品質保証に関します統括責任者として、常務執行役員を務めております。

私どもの商品につきまして、皆様方に、安全・安心を確保し、信頼して使っていただき、豊かな生活文化の実現に貢献することを使命として、全社で取り組んでいる次第でございます。

消費者教育に関しましては、次世代の子供たち、未来を担う子供たちのために、私どもができることとして、小学校へのお掃除、清潔、環境保全などの出張授業を行ったり、高等学校の理科教育支援、市民団体や地方自治体でいろいろ計画されております環境、高齢者、健康施策などの活動に、協働・協賛させていただいております。

また、私は経団連でも消費者政策委員会の企画部会長を担当しております、経団連も、これから企業市民社会を形成して豊かな経済社会を築きたいという大きな行動憲章の中で、それぞれの事業者が、それぞれの事業野の中で、保険業界では契約の問題とか、食品業界では食育の問題とか、消費者教育に取り組んでいる次第です。

高度情報化、高齢化、多様化、グローバル化など社会が非常に大きな変化を迎えている中で、特に第4次産業革命と言われている、SNS、ブログ、AI、人工知能のような情報リテラシーの発達によって、いろいろ検討すべき課題もある一方で、消費者の皆さまが自分で

情報をどんどん発信できる、自由に発信できるという、これまでと大きく異なる枠組みが進んでいると認識しております、まさに消費者市民社会あるいは企業市民社会、すなわち消費者の方がきちんと評価した企業だけが生き延びる、消費者の方からだめだと言われた企業については淘汰されていくという社会形成のチャンスを迎えているのではないかとこの認識もしております。

事業者として、いろいろ勉強しながら会議に参加したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、飯泉委員、お願いいたします。

○飯泉委員 徳島県知事の飯泉嘉門でございます。第2期に引き続いて、どうぞよろしくお願い申し上げます。

せっかくの機会でありますので、こちらのペーパーで徳島ならではの消費者教育をお話し申し上げたいと思います。

まず、「基本的視点」のところではありますが、県で定めた消費者教育推進計画に従いまして、「自立した消費者」、また、消費者市民社会の形成に向けて、「積極的に行動する消費者」の育成を目指しております。

本件の特色としては、ライフステージ、幼稚園から高齢者までに応じた、系統的・体系的な消費者教育を積極的に展開いたしております。例えば、幼・小・中・高校34校を消費者教育研究実践校に指定をいたしますとともに、消費者大学校・大学院も約2,000名の卒業生がおりまして、地域の消費者のリーダーを育成し、これらの皆様方が、今では国の制度にも取り上げられました、消費者と行政を結ぶ「くらしのサポーター」あるいは「消費生活コーディネーター」の皆様方の人材供給の場となっております。

右をごらんいただきますと、県の消費者情報センターでは、特商法違反への対応の強化、あるいは、消費生活の相談そのものを教育に反映をしようということで、情報センターに警察のOB、教員を配置いたしております。また、県下24市町村があるわけではありますが、平成29年度、今年度内に全域に市町村の消費生活センターを配備いたします。

また、全国で最初となりますが、鳴門教育大学におきまして、消費者教育の推進プロジェクト、教員の皆様方で消費者教育をしっかりと教えていただく、このカリキュラムを構築いたしております。

今度は29年度の実践であります。例えば、一番左、今、「エシカル消費」の話が出たところでもあります。特に徳島県は高校生の皆さん方が大変センシティブに活躍をしております、その中でもフェアトレード、日本カンボジア友好学園とうちの徳島商業高校がその学校の経営、運営をしっかりと支えようと、カンボジアのドライフルーツを活用し、「ふれんじゅう」というおまんじゅうを作り、徳島マルシェでそれを販売する。このシステムで学校の先生を雇う。これに対し、JICAの皆さん方が全面的に協力をいただきまして、カンボジアに何と工場を作ると。それによって地域の皆さん方の雇用と日本カンボジア友好学園の運営を全て任せるということになりました。また、リーディングハイスクール2

校の指定、また、「エシカルクラブ」を平成31年度までに全公立高校で結成をと、まず、平成29年度には12校を指定しているところでもあります。

また、とくしま「消費者教育人材バンク」ということで、いつでも・どこでも・誰でも学べるという、いわゆる出前事業を、大学・企業・弁護士会など、いわゆるスペシャリストの皆さん方の団体と連携を進めているところでもあります。

最後となりますが、消費者庁のモデルプロジェクト、先ほどもお話がございました、この「社会への扉」、教則本であります、これを県下の高校1年生全てに配布をいたしますとともに、教員のスキルアップを図るために、指導者、養成研修、あるいはデモンストレーションの授業なども行っております。

7月24日、明治開闢以来、この国の統治機構である霞が関、そのヘッドクォーター、その企画立案を行う消費者行政新未来創造オフィスが、徳島県庁の10階に、今、展開をいただいているところでありまして、我々としては、この消費者行政といったものが新次元へ教育とともに高められ、徳島というフィールドを最大限に御活用いただくように、挙県一致で取り組んでおりますので、どうか皆様方も大所高所から御支援あるいは御指導いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、色川委員、お願いいたします。

○色川委員 静岡大学の色川と申します。よろしくお願いいたします。

私は、推進会議では推進法以前のときの会議にかかわってまして、第1期のときに専門委員をさせていただきました。

私自体は、消費者教育や消費者行政の実態を調べるのが研究テーマの一つでして、ことしも20カ所以上のところにヒアリングに伺っております。これまでも多分100件以上回らせていただいています。ですから、そういう地域の取組を基盤に、どう消費者教育を進めていくか、また、学校や地域と結びついた形でどのように進めていくかということを検討しています。

また、地元の消費者教育推進地域協議会に関しては、静岡市を初め4つほどの市の協議会にかかわらせていただいていますし、教材とかは地元で作るときには一緒に参画させていただきます。

つたない経験ですけれども、ことしは基本的な方針の見直しということで、非常に重要な時期だと思いますので、少しでも御協力できればと思っております。よろしくお願いいたします。

○東会長 どうもありがとうございます。

それでは、岩本委員、お願いいたします。

○岩本委員 佐賀大学の岩本でございます。

私は、所属は経済学部になってはいますが、経済法学科がありまして、実は専門は千葉先生と同じ法律でございまして、ただ、分野としましては、経済法と一般に言われま

す独占禁止法、それから、景品表示法を初めとしたいわゆる消費者法を専門としてきておりますけれども、そうした研究を進めていく中で、消費者とは何かというところが研究の基本的な視点にありまして、そういうところから、消費者教育の重要性ということについても、今から14、15年前から取り組むようになってきております。

特に私のゼミ生が中心でありますけれども、学生に、高校生向けあるいは大学初年次向けのテキストを、作りなさいというよりは、彼らが作りたと言ったのが契機でございまして、自分たちでテキストを作って、さらに自分たちでそれを教えに行くということを学生がみずからやるようになりまして、いわゆる教師要らずの学生たちなのですけれども、大変ありがたいことに、そうして版を重ねていくことによって、消費者教育のテキストのモデルを作らせていただいております、2年前からでしょうか、消費者庁のポータルサイトからもアクセスできるような環境に置かせていただいております。

また、東先生と同じ消費者教育学会でも大変お世話になっているところでございます。そうした研究者の立場から、消費者の問題について、今、特に一番考えているのは、特にこれはEUにおいて、消費者とは何かというのは、要は、消費者概念と申し上げますけれども、その議論が非常に活発でございまして、特に子供という者を脆弱な消費者と捉えるというEUの動向を考えながら、日本の動向を考えているところでございます。

もう一つは、適格消費者団体というものを佐賀で行っております、団体としましては、昨年2月に認定を受けたところでございますが、全国で14番目の団体として、また、九州では7件のうちの4番目としまして、今、活動しているところでございます。

福岡県と佐賀県の消費生活審議会でもお世話になってございまして、その中で、消費者教育推進計画を各県とも作ったわけでもございまして、そこにかかわらせていただきましたけれども、それがいわば横並びと言えれば横並びに見えるような、そうした計画ができていて、今後、消費者教育がどうなってくるのだろうと、そういう疑問を抱いているところに、今回、今期の会議のメンバーとしてお世話になることになりましたので、そうした問題意識を持ちながら、この会議に積極的に取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、尾上委員、お願いいたします。

○尾上委員 公益社団法人日本PTA全国協議会の尾上と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

第2期に引き続き、3期目もお世話になります。

私どもは、PTAの組織は社会教育関係団体の部類に入りまして、今般、社会教育法の改定に伴い、いろいろな地域との連携を進めていかなければいけないとなってきました。その中で、特に消費者教育に関しましてはまだまだなじみの薄い点がありますので、しっかりそういった活動を通して浸透していきたいなと思っております。

また、私の地元でもあります兵庫県姫路市は、消費者教育推進計画を平成28年度から推進しております。これは学校教育の中に入り込んだ形での推進ということで、子供たちに

もどンドン浸透していくのかなという見方をしておりますし、私も保護者の立場としてしっかりとそういった勉強を子供とともにやっていく形が見えてきていますので、そういった活動を通して消費者教育の浸透をみずからも図っていききたいなと思います。

また、公益社団法人日本PTA協議会としましても、消費者教育とはというところの視点をもう少ししっかり議論できるような委員会なり特別会議体を立ち上げて、意見を持ち込めるような形で推進していききたいと思います。

これからもどうぞよろしくお願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、片山委員、お願いいたします。

○片山委員 島根県松江市から参加させていただいております、片山博子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会に初めて参加させていただきますので、私のような者が参加していい会議かどうか非常に不安も持っておりますけれども、少しでも御意見させていただければと思っております。

私は、もともと中学校の社会科の教員として、現場の中学生を相手に日々学習指導等々をしてまいりました。現在は、松江市立本庄中学校の校長として務めさせていただいております。また、島根県の社会科教育研究会会長並びに全国の社会科教育研究会副会長を務めさせていただいております。消費者試験の問題とか、消費者市民社会の問題等につきましての考え方を、中学校3年生ぐらいの段階をめぐりに計画的にどのように生徒たちに学習させていくかというようなことについて、県内におきましては、各県内小・中学校に向けて支援あるいはさまざまな立場からの協力をするようなことをして広めさせていただいております。

まだまださまざまな教育課題がある中で、消費者教育につきましての理念的なところは学習指導面で補われているところもあるかとは思っておりますけれども、もう少し実社会に生きていく力をつけていく必要があるかと、課題としては思っております。

教科の専門上、島根県の審議会も3年目を務めておりまして、御存知のとおり、この会には中学校の校長という立場で参加していると思っておりますが、島根県は大変な高齢化・少子化が大きな課題となっております。消費者問題におきましても地域特有の課題がたくさんございます。その課題の解決につきまして、現在、第4期の審議会を立ち上げて、小学生から高齢者に向けてのタイムスケジュールみたいなものを検討中でございます。

日常的には主婦をしておりますので、消費者自身の立場という目と、子供たちにかかわらせていただく教員としての立場の目と、両方の視点からこの会に関係させていただきたいと思っておりますので、大変微力ではございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、坂倉委員、お願いいたします。

○坂倉委員 私は、消費者関連専門家会議、略称「ACAP」と呼んでおりますが、ACAPの顧

間をしております、坂倉と申します。どうぞよろしく申し上げます。

私どもACAPという団体の概要につきましては、本日お配りの資料にACAPの「活動のご案内」という4つ折りのパンフレットがございますので、詳しくは後ほどこれをお読みいただければと思いますが、私どもの団体は、事業者や団体の消費者関連部門の責任者あるいは担当者が集う公益社団法人でございまして、現在、会員数が約900名、会員企業は約600社でございます。

私どもは、大きく3つの活動を行っております、1つは、消費者教育、消費者啓発といった消費者向けの活動。2つ目は、事業者、特に消費者関連部門の方々の資質の向上を図る事業者向けの活動。3つ目は、消費者、行政、事業者のかけ橋となる活動。この3つの活動を中心に行っております。

私どもの理念の中で、ビジョンといたしまして、消費者志向経営の推進を図り消費者市民社会の実現を目指す消費者志向事業者団体を掲げております。事業者の消費者志向経営の推進に当たりましては、消費者教育は大変重要な活動の一つと認識をしております。そこで、私どもの団体でも、学校、職域、地域社会の3つのテーマで消費者教育の活動を展開しております。

その事例の一つが、こちら本日配布の資料にございますが、ACAP消費者問題に関する「わたしの提言」というものを行っております。こちらは、消費者問題に関する論文賞でございまして、消費者市民社会に向けてさまざまな意見を幅広く募集するもので、1985年から毎年続けておるものでございます。このような活動も行っておりますので、御紹介させていただきます。

私は、この会議は今期からの参加となりますが、事業者団体の代表として少しでもお役に立てれば幸いですし、また、ここで学んだことをACAPの団体に持ち帰りまして、さらに活動のレベルアップを図っていければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、清水委員、お願いいたします。

○清水委員 公益社団法人全国消費生活相談員協会の清水と申します。今期からです。よろしく願いいたします。

私どもの資料は、お手元に3種類ございます。ちょっと派手なピンクのパンフレットに、私どもの団体の活動が書いてあります。

私どもは、各地方公共団体の消費者窓口の消費生活相談員の集まりです。ただ、残念なことに、今、全国に4,000人ぐらいいらいると思うのですが、私どもの会員は2,000人ぐらいで活動しております。

私は、名古屋市消費生活センターに勤務しております。相談員としては14年目で、20年、30年選手がいますので、まだ私たちの中では中堅には至りません。略して全相協といいますが、私が代表して来ていますが、すごく緊張しております。

今回、JACASもお持ちしました。私どもが全相協通信で出しているのですが、前回、定時

総会を開催し、川口次長にも御出席いただき、ありがとうございます。写真を載せさせていただきます。

私どもの団体も40周年を迎えまして、いよいよこれからです。私たち相談員は、社会のセンサーで、一番被害を聞いています。ただ、聞いているだけではなく、相談と啓発は車の両輪であると思っております。今回、この会議に出て、また、当協会が消費者教育というところでもっと見える化を図りたいと、40周年に向けて考えておりますので、また色々よろしく願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 群馬県教育委員会義務教育課で課長をしております、鈴木と申します。初めて委員として参加をさせていただきました。

義務教育課ということで、私どもの仕事といたしましては、小中学校における学力向上とか、各教科の指導とか、あるいは、いじめや不登校対策などの生徒指導に係る業務、さらには、今、人権教育、環境教育、情報教育と、〇〇教育というものがたくさん学校の中で求められているわけですが、その中に消費者教育、あるいは金融・金銭教育などという言い方をする場合もありますが、そういった何とか教育というものを担当している課でございます。

この3月に学習指導要領が改訂をされまして、本課では各教科等の改訂されたポイントなどを中心に説明会を順次行っているところでございますが、特に教科ということで言えば、家庭科と社会科が消費者教育にかかわっているかと思えます。

実は私ももともとは小・中学校の教員でございまして、担当は家庭科でございました。教育行政に入る直前は、中学校で校長をしておりました。そんな関係で、家庭科ということと言いますと、学習指導要領が改訂されて、中学校に金銭管理が新たに入ってきたり、クレジットを含んだ3者間契約というものをしっかり教えるようにということになったりして、本当に消費者教育にかかわる部分は、学習指導要領が10年に一度改訂されるごとに大きく変わっているというのが、すごく大きな特徴かなと思っています。

ですので、私が大学で家庭科の免許を取るときには、ここまで消費者教育ということが大きく取り沙汰されていなかった時代かと思うのですが、そういうことを考えますと、教える先生方が、そういった新しい消費者教育の動きといいますか、新しいことをまずは理解していかなくはならないと思っています。また、今、学習指導要領の改訂のポイントが、社会に開かれた教育課程ということで推進しております、これは地域とか、家庭とか、いろいろな方と一緒に教育活動を充実させていこうということでございますが、今日もたくさんの専門的な方がこの会議に参加をさせていただいておりますけれども、ぜひそういった専門家の方と一緒に連携をして、学校の中の消費者教育が充実していけるといいと思っています。

このような会議にせっかく参加をさせていただきましたので、皆様方にいろいろ教えていただきながら、また微力ですけれども、私で参考になるようなことがあれば、積極的に

かかわらせていただくとともに、今後の業務にも活かしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、曾我部委員、お願いいたします。

○曾我部委員 私は、2期目からこの会議に参加させていただいております。東村山市立回田小学校の校長の曾我部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本校は、今年度より東京都教育委員会から持続可能な社会に向けた教育推進校としての指定を受けて、消費者教育、金融教育、シチズンシップ教育のそれぞれの教育のよさを活かしながら、子供たちに持続可能な社会づくりに向けて考える力や行動する力がつくようにと授業に取り組んでおります。

また、私は、鈴木委員と同じように、家庭科教育に取り組んでおります。全国小学校家庭科教育研究会の会長をしております。先ほど鈴木委員からもお話があったように、新学習指導要領も告示されて、家庭科教育の一つの特徴が、小・中同じ内容のくくりで授業が行われていくというところで、他教科にない一つの家庭科教育のよさではないかと思っております。

現行学習指導要領は内容Dという身近な消費生活と環境が、今回の改訂では内容Cで消費生活・環境となりました。消費者教育に関する内容の一層の充実をそこで図っていこうという狙いのもとに改訂がされているのではないかと思います。新設として小学校に買い物の仕組みや消費者の役割というものがありました。本来中学校で学ぶ売買契約の仕組みとか、消費者の基本的な権利や責任、並びに消費者被害への対応の基礎となる学習ができるよさというところで、こういう内容が入りました。

昨年度は若年者の消費者教育のワーキング・チームに入りました。私は小・中学校の教育に触れることはたくさんあったのですが、高校生の授業を初めて見せていただいて、その教材づくりにかかわらせていただいて、小・中・高校の流れの中で、この消費者教育をどう進展していくことが望ましいのかということも大変勉強させていただきました。

そういう貴重な経験を重ねながら、今期も新たな気持ちでこの会議に臨んでいきたいと思っております。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、出口委員、お願いいたします。

○出口委員 長崎県大村市からまいりました、出口小児科医院の院長の出口と申します。よろしくお願いいたします。

私も、第2期から今期に継続ということで、この会に参加をさせていただいております。ふだんは、私は小児科領域の中でも能と心の発達を専門にしております。皆さんご存じの注意欠陥多動性障害とか自閉症スペクトラムというお子さんたち、知的障害のお子さんたち、心の問題も含めて不登校のお子さんたちに、日々触れていることが日常生活しております。

その中で、そういうお子さんたちが成長していくと、消費者として、衝動性であったり

理解力であったりというところの問題で、消費者の中の、いろいろな犯罪も含めまして、大きな問題、リスクの部分に実は大きくかかわっているのではないかと考えていて、そういうところの部分では、医療、教育というところの連携、あとはほかのいろいろな職種の方々と連携が非常に大事だと思っています。特に学校で先生方と連携をしていく中で、子供たちの特性を知りながら教育をしていくことも大事ですし、先生方にそういうことをお伝えできるような機会をもっとふやしていけるといいなと思っています。

私がこの会に参加させていただいているもう一つの理由になるかと思うのは、私自身は小児科医の活動以外に子供の事故予防の活動をしています。NPO法人Love & Safetyおおむらという地元の事故予防の活動の団体の理事をしておりまして、皆さんご存じのように、子供の事故が子供の死亡原因の第1位であるという中では、健康問題ではあるのですが、それをどう減らしていくかという中には、変えられるものを変えるというのが非常に一番効果的な方法で、その変えられるものの中に製品がかなりを占めています。その製品ということになりますと消費者というところの問題が出ていて、その消費者である、お母さんであったり、おじいちゃん、おばあちゃんであったり、お友達であったりというところ。子供のためによかれと思って買った製品が子供の事故の原因になっていることがありますので、弱者を守る、子供は自分が主張ができませんので、子供の権利を守りながら、消費者となる方々の教育が本当に大事だなということを日々感じておりますので、その辺で何かお役に立てればと思っています。

最後に、事故予防に関しては、最近、待機児童が多くて、保育所がたくさんできていますね。その中で、子供たちが保育園で亡くなっているというところで、去年、内閣府から子供の事故予防のガイドラインが出ました。それに対してなかなか現場ではそれに組み合わないということがあるので、私どものところでは子ども安全管理士講座というものを始めています。

それが、このガイドラインを網羅しながら、教育のプログラム、教科書の作成などをやっていますので、それを全国に広めることができたらいいなと思っています。それも厚労省や文科省、いろいろなところの省庁と、もちろん消費者庁ですね。そういうところの連携も必要になっています。そういうところでお役に立てればと思っています。よろしく願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、永沢委員、お願いいたします。

○永沢委員 手元資料では、大変長い名前でございますが、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会からまいりました、永沢裕美子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

余りに長いので、通称「NACS」と略称させていただいております。私どもの概要については、お手元の資料を後でござんいただきたいと思っておりますけれども、この3つの資格を持っている者が参加して活動しております団体でございまして、資料を開いていただきますとおわかりいただきますように、3つの活動を柱としておりますが、特に消費者教育とい

うところには力を入れているところでございます。

本日は、「『消費者市民社会』の話」というこちらの冊子も配布させていただいております。お隣の中村先生にも御協力いただいて作成したもので、上のほうに小さく書いてございますけれども、「成年年齢引き下げによる消費者問題に対応」ということで昨年作らせていただいたもので、私どもも、会の活動の中で、この成年年齢の引き下げについてはしっかりと取り組んでいかななくてはいけないという認識でおり、現在、活動を着々と進めているところでございます。

私は、このNACSで総務委員長という、どちらかといいますと裏方の仕事をしておりますが、一方、いろいろな地方自治体で消費者教育の受託をしております。例えば、港区さまが、消費者問題推進員という、区民が自ら教える立場になって消費者問題を伝えていくというお立場の方々を育てる取組をしていらっしゃるのですけれども、そちらの運営担当などもさせていただいております。どちらかという、私は草の根的な活動をしておりますので、こちらのほうでもそういった活動の話もさせていただく機会があればと思っております。

長くなりますが、私は、NACSでは総務という裏方のほうをやっておりながら、こちらの推進会議に今回初めて参加させていただきますが、このお役目を拝命いたしました背景には、自分なりにそう解釈しておるのでございますが、実は2004年から金融の分野に特化した消費者活動をずっとしておりまして、良質な金融商品を育てる会、通称「Foster Forum」という会を2004年からずっとやっております。当初は意見書を行政や事業者団体に出す活動をしていたのですけれども、それでは足りない。自分たち自身が学び、賢い合理的な選択ができる消費者にならなければ、いい金融商品はできないぞということで、「おとなの金融カドリル」というものを一昨年に作りまして、昨年はいろいろなところから御照会いただきました。草の根活動に御利用いただけたらと思っております。

いずれにしても、こうした活動を通じて感じていることは、合理的な消費者を育てることはもちろん重要なことですが、プラス、若い方々と接しておりますと、お金がどう世の中を回っているのかということをも具体的に想像できる力を育てていかななくてはならないということも、もう一つ大事になってきていると思うようになりました。具体性というところ、疑似体験なのかもしれませんが、それをどのようにしてうまく教育に取り込んでいくのかというのが重要なのかなど、このごろ感じているところでございます。

この推進会議にはいろいろな御経験をお持ちの方が参加されていらっしゃいますので、この会を通じて皆様から教えていただきながら、NACSでの活動や草の根の活動の中で活かしていきたいと思っておりますし、私どもの経験も皆様にお返しさせていただけたらと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 弁護士の中村です。よろしく申し上げます。

私は、今期からこの委員ということでお仲間に入れていただきました。初めての方もたくさんいらっしゃると思いますので、自己紹介させていただきたいと思います。

私は、弁護士として、消費者教育というか、ふだんは普通に警察署に行ったり、裁判所に行って普通に裁判したり、消費者問題以外の事件も普通にやっておる弁護士なのですが、7～8年ぐらい前から、日弁連のほうで消費者教育の部会というものがあまして、そこに参加しまして、消費者教育推進法の立法活動の立法の直前あたりからこの問題にかかわって勉強させていただいているという感じになります。

平成27～29年にわたって、日弁連の消費者教育部会の部会長ということで、副委員長と部会長を兼任でやらせていただいております、それがようやく終わって少し暇になって、自分の仕事に戻ろうかなと思ったら、またここに駆り出されてやってきたということなので、なかなか縁が切れないライフワークの一つなのかなと思っております。

私の活動と重なるわけですが、お手元にお配りしました岩波ブックレット「お買いもので世界を変える」と「Q&A消費者教育推進法と消費者市民社会」、このあたりを日弁連として出させていただいております、私もその原稿の一部をもちろん書いたりしております。そのほか、日弁連としては、シンポジウムを開いたり意見書を出したりしております、消費者教育に関する意見書もことしの3月に消費者庁さんのほうにも持ってきて、検討いただいているところだと思いますし、シンポジウムについては、12月14日にまた消費者教育推進法ができてから5年がたったこの到達点について少し検討するものやりたいと思っております、消費者庁さん、文科省さんには御後援いただいているというところだと思います。

私個人としましても、今、NACSさんから御紹介いただいたように、テキストなどで監修してくださいということであれば少しお手伝いをさせていただいたり、いろいろな書物で、文献、論文などを書いて出したりもしているのですが、最近では消費者市民社会というもののや、あとは成年年齢引き下げの問題点、民法について、いろいろ調べてお話をしたり、原稿を書いたりしております。

2年間ここで委員として頑張れということだと思うのですが、私としては、「消費者市民社会」という言葉、意味をもっと隅々まで、せつかくいいことを言っているわけですから、消費者教育という枠組みを推進法で少し広げた部分があると取りまとめにも書いてありますので、そういったところでもっと社会の隅々にまで広げていけないかなと思っております。

そのためには、新しい考え方もたくさんあると思うのですが、私としては、意外と、もったいないとか、昔、おじいちゃん、おばあちゃんが子供とか孫に言っていたような話なども、消費者市民社会の考え方に一度ブラッシュアップできるのではないかなと思っておりますので、そのあたりをいろいろ考えていながら、一緒に勉強させていただければと思っております。

以上です。

○東会長 どうもありがとうございました。

それでは、萩原委員、お願いいたします。

○萩原委員 相模原市消費生活総合センター所長の萩原でございます。今期から、初めて参加をさせていただきます。

相模原市につきまして、消費生活センターは、消費者教育推進法、また、消費者安全法が改正をされた中で、昨年度、平成28年度から、相談だけではなくて教育も重要だ、啓発も重要だということで、一層充実強化を図りたいということで、組織も少し格上げをしまして、両方の一体的な事業ができるようにということで現在の消費生活センターができたというところでございます。

そうした中、私がこちらに来ているわけですが、実際の現場で関わっている者としていたしましては、日々すぐ隣で消費生活相談員が毎回電話や来所で相談を受けているわけでございます。そうした状況を見ますと、先ほどもお話がありましたけれども、事業者の知識とか、経験とか、それに対する消費者との格差といいますか、そういうことも実際には思うわけです。皆さんもおっしゃるとおり、消費者がどのように自立をするか。権利と責任の部分を消費者ももう少し理解しながら生活できるように、本当は契約ってどういうものなのかということをもっと消費者教育として進めるべきかなという点も、実際には考えているところでございます。それが大人だけではなくて、子供のころから、若年者のうちからできていれば、大人になったときに、心配なく、自分から注意して契約となるので、消費者教育というのは非常に重要な部分だと思っております。

先進自治体は数多くあるわけですが、当市はまだまだ教育部分はこれからと捉えております。そうした中で今回参加させていただいていると意識しておりますので、今後、本市といたしましても努力をしていきたいと考えてございます。皆様の御意見をいただきながら、行政に活かしていければと思っております。

今日は少しリーフレットをお持ちしましたけれども、どちらかという若年者向けの事業を、昨年度、今年度、少し始めたところを御紹介したいと思っております。

1つは、この小さい「スマートフォンでトラブルにあわないために」。これは昨年度作成しまして、小学校5年生、6年生、中学校の全学年に学校を通して配布をさせていただきました。スマホ世代になっている子供たちに注意を促すとともに、家族で話し合っただけでルールを決めれば、もう少し使い方も注意するのではないかとということで、啓発事業をしたところでございます。

また、新しいものとしていたしましては、後から追加いたしましたけれども、教育委員会が毎年研究発表会を年に1度行っております。そこに初めて今回消費者教育ということで、消費生活センターが行っている事業、例えば、昨年度でいきますと、国民生活センターの相模原事務所が市内にございますので、そこと連携をした子供向けの事業の様子とか、あとは昨年度から中学校の家庭科授業の中で、消費生活相談員が実際に学校に伺い先生と一緒に授業を行ったという実績もございまして、そうしたことを発表させていただきました。この研究発表会場に来られる方は先生方が多いので、消費生活センターと学校、そういったところのPRをさせていただいて、連携が必要だということを述べさせていただ

たところがございます。

もう一つの「すばいす」というのは一般の情報誌でございますが、これは年間4回程度出させていただいて、子供たちだけではなくて大人の方も見ていただけるものです。今回の号はアクティブシニアを特集していますけれども、全世代を通じて消費者の方に啓発をして、消費者教育を進めていきたいというところがございます。

いずれにしても、現場としては、非常に日々いろいろな課題を受けていますので、それをもって、どうしたらいいのかという啓発につなげていきたいというところの一番第一線のところがございますので、頑張っていきたいなと思ってございます。これから、基本的な部分も含めて、契約とか、消費者市民社会をどうするのかというところの部分から、皆さんとともに進めていければと思ってございます。

本当に微力ではございますが、参加をさせていただく中で、勉強させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、原委員、お願いいたします。

○原委員 原と申します。新しく今期から参加させていただきます。よろしく願いいたします。

私自身、「元内閣府消費者委員会事務局長」となっておりますけれども、消費者庁と消費者委員会の立ち上げのとき、4年間お手伝いをいたしました。その前は長年消費者団体とか消費者グループに所属をして、消費者問題そのものには長年携わっております。消費者教育推進法ができたときもちょうど国会の傍聴に入っていて、これは議員立法だったので、成立したときは本当に議員さんと一緒に喜んで、具体的に消費者庁でこういう活動が進められていることを大変うれしく思っております。

具体的には、私自身は製品安全とか金融です。この後、「知るぽると」の話をされると思いますが、金融で、具体的には消費者教育にも携わってまいりました。ただ、ちょっと離れていたのですが、たまたま去年、機会があつて高校1年生に消費者問題そのものというのでしょうか、全般を教えるという機会を6教室やりまして、すごくおもしろい経験をしたというのでしょうか、私が話したのは、海外通販で仕入れて自転車を余り整備もしないで乗っていたら、突然ペダルが壊れてしまって大けがをしてしまったという事例とか、人気グループのチケットを手に入れたいけれども、今、物すごく高い値段で転売チケットが出ていますが、そういう話をしたりとか、ちょうど朝ドラで「とと姉ちゃん」をやっていたときなので、商品テストの話をしたら、物すごく子供たちがおもしろがって聞いてくれて、物すごく盛り上がったのですね。多分あの1時間で消費者問題とは何かとわかったのだなという感じがしました。

ただ、終わった後、先生と話をしたのですけれども、私は講師で行ったのですが、担当していらっしゃる社会の先生と話をしたのですけれども、どうやって子供たちに教えたらいいかわからないと話されて、クーリングオフとか、PL法とか、言葉は知っているし、その知識もあるのだけれども、実際にそれをどうやって教えたらいいかわからないとおっし

やって、本当に現場ではとまどっておられる、困惑しておられるのかなという感じがして、たまたまその市は消費生活センターはないのですけれども、相談窓口はあるのですが、そういうものもあるのですかという感じだったので、私は、消費者教育は法律もできているので、理念はすごく立派、皆様方の努力で本当にいい取組もあるし教材もあるのですけれども、これをこれからは本当に現場に具体的に広げていくというのでしょうか。徹底していくというのでしょうか。それがこれからの2年とか4年とかはすごく大事なのではないかと考えていて、この2年間、そういうお手伝いできればいいなと思っております。

私も昨年経験したことが非常に衝撃的だったので、自分自身でもコンパクトに消費者問題をまとめたような、学校の先生向けのよう、一般の消費者行政担当職員の方に読んでいただけるような、ちっちゃなコンパクトな本を、今、まとめているところで、少しずつ自分自身でも動いてみたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、吉國委員、お願いいたします。

○吉國委員 金融広報中央委員会の吉國でございます。

皆様、御存知の方も多いと思っておりますけれども、金融広報中央委員会は「知るぽると」という名前で活動しております。一番最後に資料がございますけれども、後でござらんいただければと思っておりますが、金融教育ということで、小・中・高校の児童・生徒、大学生など、あるいは社会人に分けまして、例えば、出前授業とか、講師の派遣、セミナーの開催、あるいは教材の作成といったことをやっています。

金融教育はもちろん広い意味での消費者教育の一環でございますし、この消費者教育推進会議の皆様にも、西村前会長、東新会長を初め、いろいろとお世話になってございますので、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

金融教育に関しましては、最近、結構関心が高まっております、去年私どもが実施しました金融リテラシー調査の結果はマスコミ等でもかなり大きく取り上げられました。私もこの会議でそれについて簡単に申し上げたこともございます。

一方で、金融教育を取り巻く環境というのも最近大きく変わっています。既にお話がございましたけれども、新学習指導要領というものが小・中学校でできまして、高校も間もなく公表されます。これから実施に入るわけがございますけれども、その中でも私どもはいろいろと意見を言ったこともございまして、金融に関するものがかなり入っております。それから、これも既にお話ししたと思っておりますが、成年年齢引き下げについての議論は恐らく次の国会で本格化するという話ですので、いわゆる契約取消し権等が18歳からなくなってしまうことになると、これは消費者教育、金融教育において非常に大きな問題になると思っております。

これらはいずれも消費者教育全般にわたる問題でございますけれども、金融独特の環境変化としましては、最近の金融革新の動きが非常に速く、いわゆるフィンテックがあります。AIとかを使ったフィンテックが途上国も含めて非常に大きく動いております。さらに、個人型の確定拠出年金、iDeCoです。それから、積立NISAといった新しい金融商品が出てき

ているということで、こういうものをキャッチアップしていかないといけなくなった、つまり教える側のリテラシーというものが問われている時代になったということでございます。私自身、かつて大学で非常勤で教えていたことがあるのですが、その中で学生からビットコインについて質問されまして、私も一応当たり障りのない回答をしたのですが、後から聞きますと、その学生は自らパソコンを駆使してビットコインを作っていると。このようにリテラシーが逆転しているようなこともありますので、まさに先生のリテラシーを高めることが非常に重要な役目だと思っています。そのためにさまざまなセミナーも開催していますので、またこの委員会でもいろいろと皆様に御協力をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

以上、本日御出席の委員の皆様にごろの活動の御紹介をいただきました。

御欠席の委員が2名いらっしゃいますが、また機会を改めて御挨拶いただきたいと考えております。

また、皆様のさまざまな御専門や活動分野をこの後の議論にどうぞ活かしていただければと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事を進めさせていただきます。

資料につきまして、まず、事務局より簡単に御説明をお願いいたします。

○金子消費者教育・地方協力課長 消費者教育・地方協力課長をしております、金子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認も兼ねまして、内容を簡単に御説明させていただければと思います。

まず、最初の資料1については、既にごらんいただきましたけれども、委員の名簿でございます。

資料2は、これもごらんいただきましたけれども、幹事の名簿でございます。これは推進会議令の5条で、幹事は会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐するとされております。

資料3につきましては、今後の当面の進め方についてですけれども、次の議題ということなので、そのときに詳しく御説明いたします。

参考資料でございますが、まず最初は、消費者契約推進法の条文でございます。これも御承知のことかと思っておりますけれども、この法の19条に基づいて本会議は設置をされているということで、所掌事務とか必要な条項が規定されているということでございます。

参考資料2は、推進会議令でございます。

参考資料3ですけれども、運営規程が配布されてございます。これは平成25年3月にこの会議で決定したもので、特に御説明をしておかなければいけないのは、議事の公開にかかることかと思っております。第3条でございますけれども、議事は公開とすることになっておるということです。第4条の2では議事録の公開について、第5条では小委員会等の設置について、裏面でございますけれども、第6条でその他の事項については会長が会議に諮

って定めるとされているということでございます。

参考資料4は、現行の基本方針について、全文と概要1枚を配布させていただいております。内容の説明は本当に省略をさせていただこうと思うのですが、現行の基本方針、平成25年からの5カ年ということなので、今年度が最終年度ということ、それと、左側のⅡのところでございますけれども、各発達段階に応じた内容を教えていかなければいけないということとか、その右側でありますけれども、推進の方策について具体的に記述されているという内容でございます。

次の参考資料5でございますけれども、これは前期の第2期中で次期基本方針に向けた論点整理をしていただいたものについて、その概要と特に重点事項と整理されたものについての抜粋を添付させていただいているということでございます。これも本当に概要だけ御説明いたしますと、左から、青い枠の課題のところがございますように、自治体において計画を作っていたり地域協議会を置いていただくという体制整備は進みつつあるわけなのですが、消費生活センターの消費者教育における拠点としての役割とか、消費者行政と教育行政を結びつけるようなコーディネーターの役割といたしますか、そういったところの課題があるといったことであるとか、実際的な内容としての消費者教育は学校間で差があるというところから、特に教員とか、そういった方々の担い手に向けた研修といったことが課題として残っているのではないかとということ。それと、その推進方策に向けてということで、オレンジで囲ってありますけれども、その中で効果的な促進の中で、効果測定の方法の検討をしなければいけないのではないかと、都道府県における施策の推進については、先ほど申し上げた消費生活センターの拠点化、コーディネーターの役割の重要性、分野としましては、社会情勢の変化ということで書いてございますけれども、成年年齢引き下げの対応、高度情報化、国際化、情報リテラシーといったところ、加えて、社会や環境を意識したような消費行動についての消費者教育が今後の課題としてあるのではないかと整理をさせていただいているということでございます。これも後ほどの議論の中で適宜お目通しをいただければということでございます。

以下、資料6～9についても配布をしておりますけれども、これは本当に参考ということなので、後ほどごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、続けて今期の消費者教育推進会議の進め方について議論を行いたいと思います。

事務局より、説明をお願いいたします。

○金子消費者教育・地方協力課長 それでは、引き続き私から御説明させていただきたいのですが、先ほど説明を後回しにしました資料3をごらんいただければと思います。

この中で「当面の課題」ということで書いてございますけれども、先ほど基本方針の概要の中で申し上げましたとおり、現行の基本方針は5カ年のものということで、今年度中に改定の議論をしなければいけないということでございます。参考で推進法の該当の条文

を抜いておりますけれども、ちょっと字が抜けておりますが、おおむね5年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更するものとなつてございますので、そういった議論をまずは行うことが必要となつてくるということでございます。

1. (2)でございますけれども、特に分野としまして優先度が高いと我々が思っておりますのが、成年年齢引き下げに向けた対応も含めて、若年者への消費者教育ということ。その他として掲げておりますのは、基本方針、先ほど見ていただいた参考資料4の一番最後のページに「今後検討すべき課題」ということで整理されている項目もございまして、加えて、過去2つの期でそれぞれどういった議論をしてきたかということ、マイクの横のところに紙ファイルと白表紙の冊子を配布してございますけれども、その中でもそれぞれの期で残された課題ということで整理されているものがございまして、そういったものを現段階では想定をしておりますけれども、それ以外にその時々々の課題ということで追加で議論をしなければいけないものが出てくるだろうということを考えているということでございます。

ですので、当面は、最初に申し上げた基本方針と弱年齢者への消費者教育を重点的に行うということになるのですけれども、適宜課題の追加をするという進め方を考えているということでございます。

2. のところでございますけれども、まず最初の基本方針の見直しについては、この推進会議の本体で御議論を進めてはどうかという提案でございまして、おおむね2カ月に1回程度の開催ということで、年度内に4回ほど開くというイメージでございまして。この資料3の3ページ目、別紙2のところに、およそのスケジュール案が書いてございますけれども、年末の3回目のところで我々の素案をおまとめいただき、それをもとにいわゆるパブリックコメントを行った後で、その結果も踏まえた形で、2月ごろを目途にこの会議の基本方針をまとめていただくことを考えているということでございます。

2つ目の若年者への消費者教育の充実については、戻っていただいて別紙2のところでございますけれども、もう少し機動的に開催したいという意図でございまして、分科会ということで運営してみてもどうかということでございます。1テーマ3回ぐらいの議論で、提言といいますか、取りまとめをした上で、この会議にその内容を報告するという運びでございます。構成員としては、会長が指名した5名程度の方がその分科会の構成員になり、テーマによってそういう構成員の追加、変更も行う。分科会には会長がオブザーバーで参加することもあるという流れでございまして。その議事の公開につきましては、詳細な議事録というものではなくて、議事要旨をこの会議に報告いただくということを想定しております、それをもって議事の公開としたいということです。

検討事項のところ、1. の少し下のところでございますけれども、現段階で想定しているものを4点書いてございます。これで特に優先度が高いと思っておりますのが、教員養成、教員研修といった、担い手の育成にかかわるところが当面の課題かと思っております。その他の課題としましては、前期の中で高校生向けの教材を整備していただいておりますけれども、その小・中学生版ということを考えてもいいのかとか、あるいは大学生に向

けた消費者教育の方策という検討を行う。その他の事項を考えているということでございます。頻度としては、大体月1回ぐらいの頻度で開催するというイメージで思っておるということでございます。

説明としては以上でございまして、こういった進め方でよろしいかということに加えて、少し時間も余っておりますので、例えば、先ほど申し上げた基本方針とか、基本方針の見直しに向けた中間の見直し、参考資料4と参考資料5で御説明いたしましたけれども、そういったものも参考にしつつ、次期基本方針に盛り込めるような課題といったものもあわせて御意見を頂戴できればと思っております。

以上でございます。

○東会長 ありがとうございます。

ただいま、今期の消費者教育推進会議の進め方についてということで、資料3に基づいて案を御説明いただきました。さらに、基本方針の見直しの進め方についても、参考資料を見ていただきながら、御意見があればいただきたいということでございますが、次第の5番と6番は一緒に進めるという形でよろしいでしょうか。

○金子消費者教育・地方協力課長 そうです。

○東会長 それでは、次第の中で、議題の5です。今期の消費者教育推進会議の進め方についてを中心にしながら、6の基本方針の見直しの進め方につきましても、あわせて御意見があればいただきたいということで、進めさせていただきます。

それでは、御意見のある委員の方には、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どなたからでも結構でございますが、挙手をお願いしたいと思います。

それでは、出口委員、お願いいたします。

○出口委員 出口でございます。

消費者教育の推進の基本的な方向という参考資料4の中、各段階の中のライフステージというところだと思うのですが、幼児期、小児期、中学生、高校生、その後、若者、成人、高齢者というところの区切りに関してなのですが、ライフステージという形で考えた場合には、例えば、子育て世代であったりとか、高齢者に関して、介護であったりとか、幼児期に関しては子育て世代の中に入ってくるものが多くあると思いますので、少しライフステージということ意識した消費者教育の対象者という選択の仕方もあるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○東会長 ありがとうございます。

ライフステージの区切りのところですね。これはおなじみのものでございますけれども、またいろいろな切り口も含めてライフステージを意識した進め方を今後また検討をさらに進めていくという御意見でございますが、関連でも結構ですし、その他でも結構ですが、何かございますでしょうか。

どうぞお願いいたします。

○萩原委員 今の出口委員の御意見は、私としても非常に大切な部分だと思っております。その世代だけをポイントで見るのは、親子の関係だったりとか、今も見守り、ダブル

介護などもありますので、そういう意味では少し幅広の考え方をしないと、なかなか伝わっていかないかなと思ってございます。ぜひそうしていただければと思います。

○東会長 ありがとうございます。

萩原委員からも、今のライフステージの区切り方、切り口や見方につきまして、さらに幅広にということで御意見をいただきました。

ほか、いかがでしょうか。

今の点につきまして、何か事務局からございますでしょうか。

○金子消費者教育・地方協力課長 本日いただいた意見を踏まえて2回目以降に基本方針の具体的見直しの議論になると思いますけれども、そこでの論点といたしますか、反映させていただければと思っております。

○東会長 ありがとうございます。

千葉会長代理、お願いいたします。

○千葉会長代理 今後の重点事項と、全体的に基本方針の見直しと、大きな課題が2つあると思うのですが、参考資料5のところをごらんいただきますと、今後の基本方針の改定という点におきましても、社会情勢の変化に対応した消費者教育の強化が改定の見直しとの関係でも極めて重要だろうと思います。その意味で、部会をまずは立ち上げる必要があるということで、若年者の消費者教育分科会というものを設置する方向というのは、喫緊の課題なのではないかと思えます。

今、御意見のあった点でございますが、ただ、その中でどのように検討事項案を考えて言ったらいいかという案のところ、今の御意見というのは非常に重要な点だろうと思えます。コーディネーターの育成という問題があって、教員だけではなくてもう少し範囲を広げるという御提案が出てきているわけですが、同時に年齢が下がれば下がるほど親の役割というのも重要でございますので、教育の現場だけではなくて親を巻き込んだ形の体制づくりを考える必要があるということが、今の御意見の中にはあったのではないかと拝察いたします。ですので、改定の見直しの中では、今のような視点を入れて分科会というもので検討することをお考えいただくことで、さらにもう一歩進めていけるのではないかと思います。それが私の意見です。

もう一つ、改定の見直しをするときに、一番多分急ぐのは成年年齢の引き下げは国会で早々に通るかもしれないという状態がありますので、先にやらなければならないと思うのですが、同時に、先ほど申しましたように、高度情報化社会と消費生活が非常に今は結びついているというのは、先ほど花王の青木委員からもございましたけれども、IoTとか、先ほど金融のほうでビットコインの話とかが出てきましたが、かなり消費生活に近いところで非常に高度化した情報に接する機会があって、それは入り口は非常に簡単なのですが、その背後にあるものは非常に複雑という状況になっておりますので、この高度情報化社会に向けて消費者教育をどのように推進するかという、別の部会を、もうちょっと後でもいいと思うのですが、立ち上げることも視野に入れて、この見直しの中でさらに検討もしていくという方向が重要ではないかと思えます。

○東会長 ありがとうございます。

ただいま、基本方針の見直しの進め方を主といたしまして、成年年齢のことや情報化のこと、そして、成年年齢に関しましては、今期の消費者教育推進会議の中で若年者の消費者教育の分科会を作りますので、そういったものを中心にしながら、その成果をこの基本方針の見直しにも結びつけていきたい。また、高度情報化に関しても、この先、何か特別な分科会なりワーキングなりが必要かもしれないといった御意見をいただいたところでございます。

ほかに何かございますでしょうか。

まず、原委員からお願いいたします。

○原委員 原です。

高度情報通信社会の話や情報リテラシーの話が出てきたので、関連なので発言させていただきたいと思いますが、参考資料5、本体と言うのでしょうか、基本方針の見直しに向けた今後の重点事項の論点整理ということになっていて、今、8ページ、9ページ、10ページが高度情報通信化の進展と情報リテラシーなのですが、読むと、被害者になるということばかりに力点が置かれて書かれているのですが、この情報リテラシーのところでは、加害者になるおそれと言うのでしょうか。意識せずとも加害者になってしまう。例えば、個人情報の扱いとか、具体的にはマルチ、海外マルチなどもそうですけれども、余りにも被害者でまとめられているのが、今の状況としては加害者にもなり得るところの論点も必要ではないかと思っております。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。大事な御指摘をいただいたと思います。

それでは、永沢委員、お願いいたします。

○永沢委員 ありがとうございます。

私も今の原委員の御意見に全く同意でございまして、これまでの消費者教育は被害者にならない、これはもちろん大事なことですけれども、今の社会の中では気づかないうちに加害者になっている、そして、人生をだめにしてしまうということも散見されますので、そういった部分のトーンを少し考えなくてはいけないのかな、そういう部分も入れていかななくてはいけないのかなと私は感じているというところ、後で申し上げようと思っていたのですが、そこは全く同意見でございます。

先ほど千葉先生がおっしゃった高度情報化の進展に対応したものは、分科会、ワーキング・グループなりを立ち上げる必要があると思っております、その際に、大変恐縮ですが、私を基準に申し上げてはいけないのかもしれませんが、今、世の中で若い人の間に何が起きているのか、実のところ全然わかっておりません。最近アプリで物を写して、その物を売って、それが質屋になるのか貸金業になるのかどうかとか、今、ちょっともめているという話も聞いたりいたしましたので、世の中で私たちが知らないようなことが起きているので、これは大変事務局の皆様には御負担をかけてしまいますけれども、私どもが、そのような分科会、どんな方が入られるかわかりませんが、世の中でこの高度情報化が、

どの程度、フィンテックも含めて、どのように起きているのかというのが委員にも情報共有できるように御準備いただけたらと、その上で審議する必要があるのかなと思っておりまして、そういった先を見据えて、成年年齢引き下げのところに盛り込めたらいいだろうと私も思いながら、千葉先生の御意見を拝聴しておりました。

多くて申しわけないのですが、最後に、私はコーディネーターというのは非常に重要な役割を担うと思っておりますし、これまでの第2期の取りまとめを拝見いたしましても大変大きな期待が寄せられているところだと思っておりますが、このコーディネーターの位置づけというのもなんですけれども、コーディネーターにどういう要件を期待しているのかというのは、我々として、余り定型化してはいけないと思うのですが、何を期待しているのかということをもう少し第3期の委員で出していければ、そのメッセージをもとにして、コーディネーターはどのような人だったらいいのかということをもっと皆様にわかっていただいて、コーディネーターをもっとふやしていけるのではないかと、私なりに期待しているところがございます、そういった議論もどこかでできたらありがたいなと私は期待しているところです。

以上でございます。

○東会長 ありがとうございます。

今、比較的議論が基本方針の見直しの進め方のほうで各御意見が出ているようでございます。こちらもちろんいただきたいところがございますが、資料3の今期の消費者教育推進会議の進め方につきましても、御意見いただければと思っております。

今期につきましては、当面大きく2つのテーマで。1つ目は基本方針の見直し案についての議論を深める。こちらは本会議で行って、2カ月に1回程度を行い、2月までは基本方針の見直しについての議論を優先的におこなっていきたい。当面する2つ目の検討事項が、若年者への消費者教育、成年年齢引き下げに向けた対応、こちらは分科会で機動的に進めていく。月1回程度で進めていく。そして、9月から開始をしていくという御提案がございました。その他、適宜課題を追加ということがございますので、今、出てまいりました御意見ももちろんそこに含めて、情報化のことであったり、その他、ここで検討していくということになるかと思えます。

色川委員、お願いいたします。

○色川委員 色川です。

今の話で思い出したのですがけれども、私は2つほどぜひ考えてもらいたいものがあって、1つは、まず、消費者教育ポータルサイトの問題です。地方と結びつくには大変重要なものだと思うのですがけれども、残念ながらあまり知られていないのですね。私もあちこちでしゃべったりして手を挙げてもらったりするのですがけれども、ほとんど知りません。知らないだけではなくて、使ったことがある人に聞くと、使いづらいという意見が多いです。先ほど情報社会とか出ていましたけれども、ちょっと視点は違いますが、地方とうまく情報をIT化の中でつながっていく。例えば、教員に対する研修だって、eラーニングだって十分考えられるわけですがけれども、そういう仕組みのところでポータルサイトをうまく使

っていくとか、そういう工夫が要求されるのだろう。特に国だからこそやるべき課題なのではないかと思います。

もう一つ、これは今の検討課題ではないかもしれませんが、学習指導要領も変わるわけですし、イメージマップももう一回検討する必要があるのではないかと思います。現在のにはバージョン1と書かれていたはずで、今後も見直すと書いてあったと思うのです。ですから、ぜひ学習指導要領改訂とあわせて、連動した形でのイメージマップ、ITの部分もあったと思いますが、そちらも御検討いただければと思っております。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

ポータルサイトの周知と活用、イメージマップ、指導要領の改訂とあわせた見直しということも追加で必要ではないかという御意見でございます。

それでは、坂倉委員、お願いします。

○坂倉委員 前期の第2期の取りまとめを読みますと、消費者市民社会普及ワーキング・チームも作られて、消費者市民社会の理解促進ということでパンフレットの案も作られたと理解しております。

これも非常に大事なことだと思いますので、若年層の教育の強化に比べれば順位は下がるかもしれませんが、例えば、来年からでも分科会としてやっていくのか。あるいは、前期を受けて消費者庁でパンフレットを作るのか。その辺は、せっかく第2期であそこまでやられたので、今後どうするのかということをはっきりと決められたほうがよろしいと思います。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

ただいまの消費者市民社会のパンフレットの件につきましては、何か事務局のほうでございましたらお願いいたします。

○金子消費者教育・地方協力課長 第2期のところでたたき台のところまでは作っていただいているので、それをもとにデザインとか、どのようにそれをパンフレット化するか、少し事務局の側でも考えたいと思っております、教材を作るときもそうだったのですけれども、大体ゲラといいますか、イメージができ上がったところで一度この会議にもお諮りしましたけれども、そういった形で進めようかなというイメージを持っております。ですので、そうすると、分科会まで設置をしなくてもということの思ったわけでありすけれども、さらに議論すべきことがあるということであれば、それはそういう考えもあるのかもしれないです。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、また引き続き、一番適切な形で進めていくということをお願いいたします。

清水委員、お願いいたします。

○清水委員 若年層の消費者教育のことで、教材というところで、ちょうど徳島の知事から、徳島は全ての高校1年生に「社会への扉」を消費者庁と連携して配布したというお話

をお聞きしましたが、こういうものがどこでも誰でも使って全国で教育できるかということ、残念ながらそうではありません。私たち相談員も、なかなか相談が忙しい中で、特に小・中・高の教材づくりというのが大変なのですが、こういったテキストが共通に使えるといいと思います。これは実は指導書もついているということなので、こういうものをさっきのポータルサイトなどで、全国誰でも、例えば、学校の先生や私たち相談員が使って、取り出していつでも教育ができるということが必要だと思っています。そうすると、小学校・中学校の教材も続けて作っていく必要も感じますし、全相協で、この間、岡山県の消費者教育のセミナー、教員を中心に、あとは大学生とか消費者団体に来ていただいて、セミナーをやりました。その中で、岡山県は活性基金でパワーポイントと指導書を段階ごとに5種類作ったのですが、これができる力がある県と市町村には格差があるので、こういうものをポータルサイトで共通に使えるツールを早急に整えて、現場でちょっとでもやれるような土壌を作っていく方がいいと思っています。

教材づくりというところで、意見を言わせていただきました。

○東会長 ありがとうございます。

恐らく「社会への扉」は、今、使えるようになっているかとは思いますが、いずれにしても、現場でとにかく使いやすい形でこういったものが活用されるようにという御意見として承りたいと思います。

○清水委員 失礼しました。

○東会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

吉國委員、お願いいたします。

○吉國委員 私も、先ほど出ました情報化社会についてのワーキングを作るという案には賛成です。特にフィンテックなどについて、非常に専門的な話になりますけれども、私どもの事務局を務めている日本銀行の中にも最近フィンテックセンターというものができまして、専門家を集めて検討するとともに、啓蒙活動もやっておりますので、もしそういう場があれば御協力できると思います。

○東会長 ありがとうございます。

高度情報化に関する分科会ないしワーキング・チームということで、また重ねてそれを支持したいという御意見をいただきました。

ほか、いかがでしょうか。

片山委員、お願いいたします。

○片山委員 失礼いたします。

分科会の若年層の消費者教育につきましては、まさにこのとおりだと思いますが、見直しのところ等にも書いてございますが、学校間格差とか、地域間格差とか、あるいは消費者行政と教育行政との連携の不足等々について、課題として挙げていること、まさにそういう側面は非常に大きいのだなと思っていますけれども、一方で、学校現場の問題といたしまして、50歳代の教員の大量退職が全国で相当加速度的に高まっておりまして、すご

く変な話なのですが、私の学校などは50代か20代かみたいな状況でございます。特に社会科の教員等に対しまして、いわゆる5教科と言われる教員というのはかなりの人数の採用がございますので、大量の者が退職する一方で、大学を出たての余り経験のない教員が急激に都市部を中心にふえている現状がございます。

その中にありまして、教科書の記述等も昔に比べますとクーリングオフ等の扱いもかなり軽微になってきておりまして、ネットトラブル等が中心になっていたりしておりますが、本来社会科のほうの範疇で言いますと、契約という概念等についての認識は非常に重要だと考えておりますけれども、いわゆる大学出たての先生方、今後の将来の日本を支えてくださる先生になるのだらうとは思いますが、いろいろなことが一遍にどどどと入ってきますので、あれもしなければ、これもしなければというところで、いわゆる効率的な研修の体系化みたいなことが計画段階から考慮される必要があるのではないかと。

本当に熱心で力のある先生方がかなり近いうちにいなくなる現状があり、その学校文化というものをどう継承していくかというのは現場として非常に重要なのですけれども、一方で若い先生方をどう研修に巻き込んでいくかということにつきまして、もしこの分科会等で検討される場合には、教員のキャリア経験の差とか、年齢差とか、そういったことを十分考慮に入れていく必要があるのではないかと、現場のほうからは思っております。

○東会長 ありがとうございます。

ただいまの若年者への消費者教育に関する点で、教員のそういった採用、退職に関する実態を踏まえた対応が必要だということで、資料3の2ページ、別紙のところで、1.「若年者の消費者教育分科会」ということで、目的と検討事項案がそこに書いてございますが、恐らくこのうちの1のところ、教員養成、教員研修が入っておりますので、ここで先生から御指摘をいただきました点を踏まえた形で、どのように今後の教員の効率的な研修を計画的に進めていくのかというあたりも議論していくことにさせていただければと思います。

岩本委員、お願いいたします。

○岩本委員 参考資料の中間的見直しの右側のオレンジのところ、2点ほど意見をさせていただきたいと思います。

1つは、消費者教育の効果的な推進という中で、朱書きで「効果測定、到達目標、優先事項」とありますけれども、今、各都道府県が作っております消費者教育基本計画の中の策定の際に、例えば、4年もしくは5年という設定をしたときに、その評価をしたかどうかということで審議会で意見を言いましたけれども、なかなか評価の期限を設けたりということについては教育はなじまないという批判が結構多かったことがありまして、教育は評価できないということは昔から言われる方もいらっしゃいますけれども、実際に国立大学も含めて、今、さまざまな形で評価を行ってきておりますが、自治体が言うのもある種わかる部分がありまして、何かといいますと評価指標がはっきりしないということで、ですから、今回こうした効果測定とその目標を評価していく中の具体的なインジケータ、指標を設けてあげることが重要で、ただ、これも今回の計画の全てに設けるのか、あるいは

は重点項目として設けていくのか、2つのやり方があると思いますけれども、これは当然消費者庁、国レベルの策定ということと、もう一つの次の段階、都道府県の施策の推進という中にそれを落とし込んであげると、非常に自治体も動きやすいのかなということがありますので、そういった評価指標を設けることによって、とにかく頑張ろうという影響機能も働いていくことになりますので、これは一つの非常に重要なことなのかなと考えております。

もう一つは、同じ都道府県のところの2番目のポツの部分でありますけれども、先ほどコーディネーターの話や教員の不足の話もありましたけれども、国立大学という立場から申し上げますと、全国都道府県全て国立大学がございまして、こうした国立大学の中に当然教員養成系もありますし、また、複数の大学で、私立があったりするところだと幼児教育をやったりということもありますけれども、今回は25年からの計画を見ていく中で国立大学の活用方法はもう少しあるのではないかとということがありまして、大学を拠点として、あるいは大学をハブとして消費者教育を実現していくということがもう少し考えられてもいいのではなかろうか。

特に教職大学院が最近多く作られてきていますので、ここのカリキュラムの中に入れていくことも重要だと思いますし、また、教員の免許更新の制度もありまして、これも恒常的に、基本的には国立大学が拠点となって行っているケースがありますので、私どもは以前一度担当したことがありますけれども、消費者教育はわかりづらいということで評判が悪かったこともありました。そうした中に、ある種モデルカリキュラムというものをに入れていくことによって後押しをしてあげるとということが、先ほどから言われていますような担い手やコーディネーターの問題を解消する一つの契機となるのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○東会長 ありがとうございます。

青木委員、お願いいたします。

○青木委員 青木でございます。

これまでの議論の中で、いわゆる消費者被害の防止の視点は今までさまざまな課題の検討もされており、いろいろな教材ができたり、いろいろな消費者教育の仕組みができているのですが、まだそれぞれが個々の活動になってしまっているところが、今後、検討すべき一つの課題ではないのかなと思っています。

例えば、コンテンツについても、安全の問題あるいは契約の問題、それぞれの主体でいい素材を作られているのですが、非常に多様化している活用場面で、教育の現場だけではなく、社会教育とか、いろいろな教育場面を考えたときに、各々の素材をもっと有効に使う手段としての情報化の活用が必要だと感じています。例えば、どういう対象にどういうことをどういうふうにしたいのかというときに、コンテンツがパンフレットとか固まった形ではなく、コンテンツを自由にいろいろな形でチョイスできて、必要に応じてそれを活用できるとか、全体として効果的に利用する仕組みがまだうまくできていないのかなと。

学習機能があるAIをもっとうまく使うなど、それぞれのニーズに応じたものをもっと有効に活用するということができるのではないかと思います、これは今期だけで検討できるかどうかわかりませんが、ぜひ情報化の活用検討のような分科会なり検討なりも、あわせて進めていただけたらと思っています。

○東会長 どうもありがとうございました。

まさにいろいろ御意見をたくさんいただいているところでございますけれども、残された予定したお時間までわずかとなっております。

2名、中村委員と原委員、済みませんが、手短にお願いいたします。

○中村委員 中村です。

私もたくさん課題が出て大変だなと思っていたところですが、2つほど。

この1. (2)の若年者への消費者教育の点については、非常に立法の動きもあって難しいところだと思うのですが、本来、若年者の消費者教育は、成年年齢引き下げと関係なく骨太に恐らく論じなければいけないところですので、その点に注意をしたいと思っています。ちょっと気になるのが、かつて出た法制審の意見などでも、消費者教育というのは引き下げに関して非常に注目されていると挙げられているのですが、慌てて、消費者教育はこんなものがあるよというものを、たくさん、例えば、羅列するようなことで、それでいいんだねと言って、拙速な引き下げにつながるようなことがないように、充実した議論をして、いろいろとやらなければいけないことはたくさんあるのだと、丁寧な議論をしていきたいと思っています。

2つ目は、この(1)と(2)には挙がっておりませんが、私も消費者教育推進法の一番のかなめは消費者市民社会という考え方だと思いますので、これをいかに世の中に普及していくのかという点も、どの段階、どのレベルで議論するのかはともかく、常に念頭、できれば中心に置いて議論していきたいと思っています。

以上です。

○東会長 ありがとうございました。

原委員、お願いいたします。

○原委員 大変短い時間のところ恐縮ですが、岩本先生がおっしゃったところと全く重なるのですが、国立大学とおっしゃったのですけれども、教職員を養成している大学、この活用はもっと考えられるといいのかなと思います。学校という現場に出られて、研修というのはとても時間をとることは難しいので、基本的なところで教える。私も3つの大学で教えていましたけれども、全部経済学部で教えていて、私としては教職学部で教えたいというのはすごくあったので、ぜひ現状とそこの充実をお願いしたいと思います。

○東会長 ありがとうございました。

それでは、本当に議論をたくさんいただきましたが、資料3の内容を再度ご確認いただければと思います。

今期推進会議での検討事項といたしまして、まず、第1に基本方針の見直し案を本会議で進め、2つ目に若年者への消費者教育について、成年年齢引き下げに向けた対応という

ことではありますが、先ほど本来骨太にという中村委員からの意見もございましたので、そういった点も踏まえまして、充実した議論をしていくということ、この2つを当面の柱といたしまして、3番目にその他の課題ということで、今、いただきましたさまざまな御意見、今期の推進会議の検討事項に入れるものともう少し長期的なものもあるかもしれませんし、また、それらの中から基本方針の見直しの進め方というところで改めて議論すべき点もあるように思います。そのあたりを含めまして、基本的に、また今日の議論を整理させていただきまして、次回、改めてお示しができればと思っております。また、基本方針の見直しにつきましては、今回は具体的な案という形ではございませんでしたので、ぜひ次回は骨子案のようなものを出していただくということでお願いしたいと思います。

また、分科会のことも、ほかの分科会も出ておりましたが、当面、こちらの若年者の関係の分科会、こちらのメンバーにつきましては、後ほど事務局を通してまた御依頼をさせていただくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後、大変慌てて恐縮でございましたが、以上で本日の議事は終了といたします。御協力ありがとうございました。

次回の会議日程につきましては、事務局からまた御連絡をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○金子消費者教育・地方協力課長 次回の日程でございますけれども、10月2日の午後2時～4時で予定をしております。また、年内の日程についても調整をさせていただいております。その次は11月27日午前あるいは12月6日で調整をさせていただいております。委員の皆様には予定を少しあけておいていただければと思ひます。

以上でございます。

○東会長 それでは、以上で第19回「消費者教育推進会議」、全て終了したいと思います。どうもありがとうございました。